

町道倭小西線改良事業「測量設計業務委託」(防安交付金)

特記仕様書

1. 適用の範囲

本特記仕様書は、南部町が実施する『町道倭小西線改良事業「測量設計業務委託」(防安交付金)』(以下「本業務」という。)について適用する。

本業務の履行にあたっては、この特記仕様書に定めるもののほか、鳥取県県土整備部が制定する「測量業務共通仕様書(最終改訂:令和8年4月1日)」、「設計業務共通仕様書(最終改訂:令和8年4月1日)」(以下「共通仕様書」という。)によるものとする。

2. 業務の目的・主旨

本業務は、西伯郡南部町原地内における町道倭小西線(設計延長 L=0.50 km)の道路利用者に対して、交通事故の未然防止を図り、車両の安全で円滑な走行と歩行者の安全確保を目的とした交通安全対策を実施するものである。

3. 業務内容

≪測量業務≫

(1) 現地測量

受注者は、設計に必要な現況を把握することを目的に実施するものとする。(S=1/500, 耕地/平地, 作業量 0.012km², 道路のみ)

≪設計業務≫

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、既存構造物等の位置、交差または接続道路等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地物、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

(3) 平面設計

受注者は、実測平面図または既往平面図を用いて、車線や道路の線形に合わせて路面標示、道路標識などについて、配置設計を行うものとする。

(4) 路面標示設計

受注者は、歩行者や自動車が安全に通行できるよう、減速マークや注意喚起などの必要な路面標示の検討を行うものとする。

(5) 道路標識設計

受注者は、歩行者や自動車が安全に通行できるよう、警戒標識や注意喚起などの必要な道路標識の検討を行うものとする。

(6) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

(7) 設計図

1) 平面図

実測平面図または既往平面図を用い、道路標識等の計画した全ての構造物と路面標示を記入するものとする。

2) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 「詳細設計照査要領」(旧建設省)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

4. 貸与資料

本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与するものとする。